

プレスリリース

平成18年8月11日  
東北農政局

## 低入札価格調査対象工事に係る対策（試行）

東北農政局では、低入札価格調査対象工事の増加が見受けられ、品質確保への支障、安全対策の不徹底、下請けへのしわ寄せ等が懸念されることから、次の対策を講じることとしました。

問い合わせ先 東北農政局整備部設計課  
工事検査官 藤原 金英  
積算施工係 菊地 藤利  
TEL 022-263-1111（内）4154・4152

# 低入札価格調査対象工事に係る対策(試行)

## 1. 概要

最近、東北農政局が発注する農業農村整備事業工事(以下、「工事」という。)において、低入札価格調査対象工事(以下、「対象工事」という。)の増加が見受けられ、品質確保への支障、安全対策の不徹底、下請けへのしわ寄せが懸念されることから、東北農政局では平成18年4月に一般競争入札方式により契約した工事を対象に、また、8月からは全ての対象工事について、発注者の監督体制強化・施工体制の点検・下請け契約状況の調査等を通じて抑止対策を講ずることとした。

## 2. 主な対策内容

### (1)情報の公表

低入札価格調査に係る情報の公表については、契約締結後速やかに東北農政局総務部経理課内閲覧場所において閲覧に供するほか、東北農政局のホームページにおいても併せて公表するものとし、低入札価格調査ヒアリング時に追加した調査結果についても公表する。

### (2)監督体制の強化

- ①監督体制については、必要に応じ監督業務の補助的作業にコンサルタント等の積極的活用を図る。
- ②「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事(予定価格7億2千万円以上)においては、重点工事監督計画書を作成の上、それに基づき常時確認する。

### (3)施工段階における点検・調査等

1) 次の①～③の段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ、ア及びイの対策を講ずる。

- ①施工段階確認(工種別に確認時期・内容を「施工段階における確認マニュアル」に定める)
- ②施工体制点検段階(主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用)
- ③下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階(下請契約計画書の提出を義務付け、随時、下請けへの支払い状況の実態把握を行う)

ア. 上記①～③において文書指示を受けた場合、以降の1年間は管内の別の新規工事に係る評価点を減点する。

(総合評価落札方式の場合:加算点を50%マイナス)

(公募型指名競争入札の場合:当該企業の評価点を3点マイナス)

イ. 文書指示回数が2回に達した場合は、管内の別の新規工事における入札参加を制限する。

#### 【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。但し、対象工事が2箇年以上にまたがる場合は、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で同様の措置を改めて講ずる。

2) 当該対象工事の工事成績が6.5点未満の場合、評定通知日から1年間、上記1)アと同様の措置を講ずる。

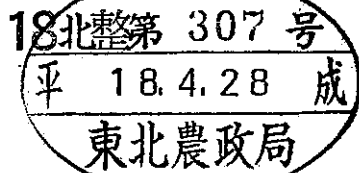
この対策は、平成18年8月10日以降に指名通知又は競争参加資格確認通知を行う工事から適用する。

### (4)受注者側技術者の増員(予定価格2億円以上の対象工事のみ)

専任の管理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が過去2年以内に東北農政局管内で完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、次のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させる。

- ①工事成績70点未満の評定を通知された企業。
- ②発注者から施工中又は施工後に修補又は損害賠償を求められた企業。
- ③品質管理、安全管理に関し指名停止を受けた企業。
- ④部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた企業。
- ⑤自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。

本対策に係る施行文書は、東北農政局ホームページでご覧頂けます。



18 農振 第 177号  
平成18年 4月25日

東北農政局整備部長 殿

農村振興局整備部長

### 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

最近、地方農政局発注の工事において、低入札価格調査対象工事の増加が見受けられるが、品質確保への支障、安全対策の不徹底、下請けへのしわ寄せ等が懸念されるものである。

このことから、「低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について」（平成6年6月9日 6-56 農村振興局建設部設計課施工企画調整室長名）に定められた措置等に加え、今般、下記のとおり一般競争入札方式による契約した工事（政府調達に関する協定適用工事を含む）における低入札価格調査対象工事に対する対策を実施することとしたので、周知徹底されたい。

#### 第1 体制整備

##### 1. 情報の公表

低入札価格調査対象工事に係る情報の公表は「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成15年10月31日 15経第1022号 大臣官房経理課長名）によるほか、低入札価格調査ヒアリング時に追加して調査した結果についても公表するものとし、公表する方法は、閲覧のほかインターネットによるものとする。

#### 第2 監督体制の強化等

##### 1. 発注者の監督強化

監督体制については、「請負工事等監督要領模範例の一部改正について」（平成18年3月30日 17地第721号大臣官房地方課長通知）に従い、監督人員の確保、必要な技術能力を有する者の配置に努めること。

その際、必要に応じ監督業務の補助的作業にコンサルタント等の積極的活用を図るこ

と。また、「施工段階における確認マニュアルの一部改正について」（平成18年3月31日農村振興局整備部長通知）により、低入札価格調査対象工事において重点的に確認すべき時期・内容等を定めており、その徹底を図ること。

「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事においては、工事実施中において品質管理、安全管理が適切に行われているか重点的に確認するため、重点工事監督計画書を作成の上、それに基づき常時確認するものとする。また、その確認結果を工事成績評定に反映させるものとする。

なお、重点工事監督計画書の作成及び監督業務の補助的作業にあたっては、コンサルタントの積極的活用を図ること。

## 2. 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に、発注者側積算との乖離等工事コスト構造を把握の上、施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用について、調査を行うこと。

さらに、施工体制に関する点検を事前通告をしないで実施すること。

## 3. 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書の提出を義務付け、「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成13年4月27日 13経第180号 大臣官房経理課長通知）、「施工体制点検審査マニュアル」（平成15年4月11日 事務連絡 農村振興局整備部設計課施工企画調整室長名）により実施状況調査を実施し、随時、下請けへの支払い状況の実態把握を行うとともに、下請けに変更があった場合は、再提出を確実に実施させること。

## 4. 受注者側技術者の増員について

予定価格2億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が当該地方農政局管内で過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させること。

- ① 工事成績70点未満の評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

## 5. 指名停止措置の強化

低入札価格調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期間を最低3ヶ月とするため、地方農政局の工事請負契約指名停止等措置要領の改正を行うこととする。

## 第3 発注方式

### 1. 発注方式と積算

大規模工事においては、工事を一括して国庫債務負担行為の設定を行い、可能な限り分割発注を行わないよう設定すること。

また、やむを得ず「政府調達に関する協定」の適用を受ける当初工事に後工事を予定する場合で、低入札価格調査対象工事となった場合は、当初工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。



18 農振 第688号  
平成18年 7月 7日

東北農政局整備部長 殿

農村振興局整備部長

低入札価格調査対象工事に係る対策について

地方農政局発注の工事において低入札価格調査対象工事（以下、「低入工事」という。）の増加が見受けられ、品質確保への支障、安全対策の不徹底、下請けへのしわ寄せ等が懸念されることから、先般、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日 18農振第177号 農村振興局整備部長名）により、対策を実施することとしたところである。

しかしながら、平成18年度においても低入工事が発生しているため、品質確保等に資する別途の対策を試行することとしたので、別紙標準例を参考に早急に取り組まれない。

低入札価格調査対象工事について試行する対策の標準例

1. 対象

全ての低入札価格調査対象工事（以下、「対象工事」という。）

2. 対策

(1) 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日 18農振第177号 農村振興局整備部長名）で示す次の①～③段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ(2)及び(3)に示す対策を講ずることとする。

①施工確認段階

②施工体制点検段階

③下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階

(2) (1)に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において当該農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

(公募型指名競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定(最大3点)を3点マイナスする。

(3) (1)に示す文書指示の回数が2回に達した場合、当該農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

(4) 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、2の(2)と同様の措置を講ずる。

3. 実施上の留意点

(1) 2の(2)～(4)の対策を試行するに当たっては、入札公告等において、当該対策を実施する旨を明記すること。また、地方農政局で定める技術審査基準の改正を行うこと。



○低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について

平成18年8月1日 18経第724号 大臣官房経理課長から  
大臣官房地方課長、大臣官房統計部長、各局長、農林水産技術会議事務局長、各庁長官、農林水産研修所長、農林水産政策研究所長

農林水産省所管の公共工事において、低入札価格調査対象工事の増加が見受けられるが、いわゆるダンピング受注については、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念されるため、これらを防止する対策を講じる必要がある。

このため、予定価格2億円以上の工事で低入札価格調査を実施した工事を対象に、下記の対策を実施することとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、各発注機関の実情に応じ、予定価格2億円未満の工事をこの対象としても差し支えないことを申し添える。

おって、貴管下の施設等機関、地方支分部局の長への通知については、貴職から願います。

記

第1 低入札価格調査に係る情報の公表

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成6年4月19日付け6経第751号大臣官房経理課長通知。以下「低入札事務手続」という。）に基づく低入札価格調査に係る情報の公表については、低入札事務手続第10に基づき、契約締結後速やかに担当窓口において閲覧に供するほか、各発注機関のホームページにおいても併せて公表するものとする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知）の記7（1）イ（ア）に掲げる公表事項のうち、低入札事務手続第10（2）に規定する公表事項以外の低入札価格調査に関連する公表事項については、当該通知により、前段と併せて公表するものとする。

第2 適正な施工の確保の徹底

1 発注者の監督強化

- (1) 低入札価格調査対象工事に係る監督体制については、各発注機関において定めている請負工事監督要領等（以下、「監督要領等」という。）に基づき、監督人員の確保、必要な技術能力を有する者の配置等に努めるとともに、必要に応じて監督業務の補助的作業に建設コンサルタント等の活用を図ることにより、監督体制を強化するものとする。
- (2) 各発注機関において、監督要領等の点検項目について、低入札価格調査対象工事

の内容に応じ、重点的に確認すべき時期、内容等を別に定め、その徹底を図るものとする。

## 2 施工体制や技術者の専任制等に関する点検の実施

- (1) 工事現場における施工体制や監理技術者の専任制等の把握確認については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）により、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられ、「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について」（平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知。以下、「点検要領」という。）に基づき措置されているところであるが、特に低入札価格調査対象工事について、点検要領に基づく点検の徹底を図ることとする。また、各工事の監督職員は点検要領に基づくもののほか、当該工事の施工状況を踏まえ、随時、点検を実施するものとする。
- (2) 施工体制台帳提出時においては、受注者側積算と発注者側積算との乖離、当該工事が低価格で施工可能な理由等を確認し、低入札価格調査時に確認した内容と比較検証するものとする。特に、一般管理費等及び現場管理費の構成項目の内訳費用について、低入札価格調査時に確認した見込額から変更があった場合は理由書を提出させ、当該費用の使用目的に支障がないことを確認するものとする。

## 3 下請業者への適正な支払確認等の実施

- (1) 低入札事務手続の第4に基づく調査において、当該入札者が下請業者との施工を予定している場合は、下請けの状況、施工体系等を記載した計画書の提出を義務付け、確認することとする。  
なお、下請業者に変更があった場合は、関係書類の再提出を確実に実施させることとする。
- (2) 上記(1)の低入札価格調査の結果を踏まえ、点検要領に規定する施工体制台帳の点検において、施工体制台帳に添付が義務付けられている下請契約書、再下請負通知書等に基づき、随時、下請業者への支払い状況の実態を把握し、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

## 4 受注者側技術者の増員

予定価格2億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が当該発注機関管内で過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置を求めるとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。

- (1) 70点未満の工事成績評定を通知された企業
- (2) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

## 第3 適正な競争環境の整備

大規模工事について、国庫債務負担行為の設定を検討し、可能な限り分割発注を行

わないよう実施計画を設定することとする。

また、前工事と後工事の関係にある工事のうち、「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）の適用を受ける前工事が、低入札価格調査対象工事となった場合においては、前工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。